

吸収合併に関わる事前開示書類

(会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に基づく書類)

(簡易吸収合併)

2024年8月13日

東部ネットワーク株式会社

2024年8月13日

東部ネットワーク株式会社

代表取締役社長 若山 良孝

当社は、2024年8月9日付で相模新栄運送株式会社（以下「相模新栄」といいます）との間で締結した合併契約書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、相模新栄を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます）を行うこととしました。本件吸収合併に関し、会社法第794条第1項および同法施行規則第191条で定める事項を記載した書類を備えおくこととします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

2024年8月9日付で当社と相模新栄が締結した合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価がないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

相模新栄が当社の完全子会社であることから、本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第191条第3号イ）

相模新栄の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

5. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第3号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号イ）

該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

本件吸収合併効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本件吸収合併の効力発生日以後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

合併契約書



合併契約書

東部ネットワーク株式会社（本店所在地：神奈川県横浜市神奈川区栄町2番地の9。以下、「甲」という。）と相模新栄運送株式会社（本店所在地：神奈川県相模原市中央区上溝4083番地。以下、「乙」という。）とは、次のとおり、本契約書を締結する。なお、本契約は、法令に定められた関係官庁の許認可を条件として効力を生じる。



第1条（合併方式）

甲及び乙は、甲を存続会社とし、乙を消滅会社として、合併する（以下、「本件合併」という。）。

第2条（合併の効力発生日）

本件合併の効力発生日は、令和6年10月1日（以下、「本件効力発生日」という。）とする。ただし、合併手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第3条（存続会社の資本増加）

甲が、本件合併により増加すべき資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金、その他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件効力発生日における乙の資産及び負債の状態により、甲、乙協議の上、これを変更することができる。



1 資本金	0円
2 資本準備金	0円
3 その他資本剰余金	本件合併の直前の乙の資本金の額、資本準備金の額及びその他資本剰余金の額の合計額
4 利益準備金	0円
5 その他利益剰余金	本件合併の直前の乙の利益準備金の額及びその他利益

剰余金の額の合計額

第4条（合併比率等）

乙は、甲の完全子会社であるから、甲は、本件合併に際して、甲の株式その他の金銭を乙の株主である甲に割当交付しない。

第5条（取締役の選任等）

本件効力発生日以降、甲の取締役については、本件効力発生日前に就任している甲の取締役が引き続きその職務にあたるものとする。

第6条（取締役の退職慰労金）

甲及び乙は、本件合併に際し退任する乙の各取締役に対し、退職慰労金を支払わないことに合意する。

第7条（合併承認総会）

本件合併は、甲においては会社法第796条第2項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第8条（会社財産の引継）

1. 乙は、令和6年3月31日現在の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、これに、合併期日までの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を合併期日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。
2. 乙は令和6年3月31日から合併期日前日に至る間の資産および負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。甲はこれを承継する。

第9条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、本件効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ他方当事者と協議のうえこれを実行する。

第10条 （従業員の処遇）

甲は、合併期日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議のうえ、これを定める。

第11条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲及び乙は、協議のうえ本件合併の条件を変更するか、または、本契約を解除することができる。

第12条（本契約規定以外の事項）

甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項について、本契約の趣旨に従って、協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

<契約締結日>

令和6年8月9日

(甲) 神奈川県横浜市神奈川区栄町2番地の9

東部ネットワーク株式会社

代表取締役社長 若山良孝



(乙) 神奈川県相模原市中央区上溝4083番地

相模新栄運送株式会社

代表取締役社長 阿部悟志



計算書類等

(自 2023 年4月1日 至 2024 年3月31 日)

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 事業報告
- ・ 監査報告

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	151,364	【流動負債】	28,748
現金及び預金	133,433	営業未払金	5,008
営業未収入金	16,900	未払費用	12,682
前払費用	1,029	未払法人税等	70
未収収益	0	未払消費税	6,844
		預り金	1,165
		賞与引当金	2,977
【固定資産】	4,520	負債合計	28,748
【有形固定資産】	547		
車両運搬具	0	純資産の部	
工具器具備品	547	【株主資本】	127,136
【無形固定資産】	156	資本金	10,000
電話加入権	156	利益剰余金	117,136
【投資その他の資産】	3,817	利益準備金	2,500
差入保証金	3,817	その他利益剰余金	114,636
		別途積立金	87,600
		繰越利益剰余金	27,036
		純資産合計	127,136
資産合計	155,855	負債・純資産合計	155,885

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 令和 5 年 4 月 1 日から
令和 6 年 3 月 31 日まで ）

(単位：千円)

科目	金額	
【売上高】		204,996
【売上原価】		
当期運送原価		217,181
売上総利益		△ 12,184
【販売費および一般管理費】		5,384
営業利益		△ 17,569
【営業外収益】		
受取利息	3	3
【営業外損失】		
雑損失	0	0
経常利益		△ 17,566
税引前当期純利益		△ 17,566
法人税、住民税及び事業税		70
当期純利益		△ 17,636

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

令和 5 年 4 月 1 日から
令和 6 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期期首残高	10,000	2,500	87,600	44,673	134,773	144,773	144,773
【当期変動額】							
当期純利益				△ 17,636	△ 17,636	△ 17,636	△ 17,636
当期変動額合計				△ 17,636	△ 17,636	△ 17,636	△ 17,636
当期末残高	10,000	2,500	87,600	27,036	117,136	127,136	127,136

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

②無形固定資産 定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 77,388 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権 26,658 千円

②長期金銭債権 800 千円

③短期金銭債務 5,054 千円

・ 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①売上高 193,956 千円

②仕入高 33,715 千円

③営業取引以外の取引高 4,800 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度増 加株式数	当事業年度減 少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	18 千株	— 千株	— 千株	18 千株

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	東部ネット ワーク㈱	553,031	貨物自動車 運送事業等	(被所有) 直接 100.0	運送の受託 役員の兼任	貨物運送の受託 派遣料 燃料等の仕入 事務業務の委託	151,817 42,139 33,715 4,800	営業未収金 他 営業未払金 他	17,458 5,054

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

事務業務の委託につきましては、親会社の従業員の平均賃金等を基準として決定しております。

貨物運送の受託、商品の購入等につきましては、一般的取引と同様に価格を決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 7,063 円 14 銭

1株当たり当期純利益 △979 円 80 銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

I. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、好調なインバウンド需要が継続する一方で、中東情勢の悪化による世界経済への影響や原油高騰価格高騰などにより、経済回復は足踏みの状態となっております。

当社の主力事業である貨物自動車運送業界におきましては、いわゆる2024年問題を機に、労働時間の抑制に向けたさまざまな取り組みが行われる中、一層厳しさが増す状況となっております。

このような環境の中、当社は輸送の効率化と経費節減に取り組む一方、親会社である東部ネットワーク株式会社との労働者派遣事業、また旅客輸送であるバス事業を推進するなど業績改善を進めてまいりました。しかしながら、トラック輸送人員の確保増強が進まず、自社輸送による収入回復が厳しい状況となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は204,996千円、営業損失17,569千円、経常損失17,566千円となり、当期純損失は17,636千円となりました。

②設備投資の状況

該当事項はありません。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前4事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第45期 (令和3年3月期)	第46期 (令和4年3月期)	第47期 (令和5年3月期)	第48期 (令和6年3月期)
売 上 高 (千円)	172,512	160,020	212,233	204,996
経 常 利 益 (千円)	330	△8,419	△16,017	△17,566
当 期 純 利 益 (千円)	3,962	△8,416	△16,719	△17,636
1株当たりの当期純利益 (円)	218.11	△467.58	△928.84	△979.80
総 資 産 (千円)	190,769	178,063	179,012	155,885
純 資 産 (千円)	169,908	161,492	144,773	127,136
1株当たり純資産額 (円)	9,439.38	8,971.79	8,042.95	7,063.14

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当会社の親会社は東部ネットワーク株式会社で、同社は当社の株式 18,000 株（議決権比率 100%）を保有いたしております。

当社は親会社より貨物運送を受託いたしております。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社である東部ネットワーク株式会社と労働者派遣基本契約を締結し、東部ネットワーク株式会社へ定年再雇用者の労働者派遣を行っております。

(4) 会社が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、2024 年問題による人手不足や後継者不在などによる物流業界の再編が予想されることや、物価や賃金が上昇していく可能性もあり、先行きの不透明感は払拭しきれず、見通しが難しい状況が継続するものと思われます。

このような環境の下、会社諸制度を改定、労働環境の改善を行い、

第一に主力事業に携わるトラック輸送人員を確保育成することにより、事業体制を整え、安定収益を確保してまいります。

(5) 主要な事業内容（令和 6 年 3 月 31 日現在）

事業	主要な事業内容
貨物自動車運送事業	びん・容器輸送
	清涼飲料輸送 等

(6) 主要な事業所

本 社（神奈川県相模原市）

(7) 使用人の状況（令和6年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25（1）名	1名減（1名減）	55.8歳	3.3年

※使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和6年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株 式 の 状 況（令和6年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 72,000株

(2) 発行済株式総数 18,000株

(3) 株 主 数 1名

(4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
	18,000株	100%

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（令和6年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当役職または主な職業
代表取締役社長	阿 部 悟 志	東部ネットワーク株式会社 取締役 ロジスティクスイノベーション及びセーフティクオリティ担当部長
取 締 役	水 野 直 人	
取 締 役	伊 東 慎 司	東部ネットワーク株式会社 東日本配車センター センター長
監 査 役	飯 島 利 英	東部ネットワーク株式会社 取締役監査等委員

（注）当社は、相模新米運送株式会社の全役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O 保険）を保険会社との間で締結しております。保険料は全額、親会社である東部ネットワークが負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について 填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

（注）事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監 査 報 告 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第48期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第36条の定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有していません。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和6年6月1日

相模新栄運送株式会社

監査役 飯島 利英 ㊞